



傷病手当金の受給について

第 285 回

みらい: こんにちは、中村さん。けがをされているようですが、どうされましたか？

中村さん: みらい先生、実は中国で長期出張中の休日に市内の観光をしていたところ、階段から落ちて骨折してしまいました……。全治 2 カ月ということで、現地の病院で 1 週間入院をしたのち、当初の出張予定を変更して日本に戻って療養することになりました。有給休暇も使い切り、欠勤してしまっているので、早く復帰しなければと焦っているところです。

みらい: それは災難でしたね。ところで、けがや病気で働けなくなった場合の生活保障として健康保険から傷病手当金が支給されるかと思いますが、その手続きはお済みですか？

中村さん: 会社から説明を受けて、これから手続きを行う予定です。次の 4 つの要件を満たすことで傷病手当金が支給されると聞いています。

- 1 業務外の事由による傷病で休業していること
- 2 仕事に就くことができないこと
- 3 連続する 3 日間を含み 4 日以上仕事に就けなかったこと
- 4 休業した期間について給与の支払いがないこと

みらい: そのとおりです。少し補足すると、3 の連続する 3 日間の休業は、有給休暇を取得した日や土日祝日といった会社の休日を含めて 3 日間連続で休業しているかどうか判断します。また、4 は、給与の一部が支給されたとしても、支給された給与額が傷病手当金よりも少ない場合はその差額が支給されます。

4 つの要件を満たすことで、休業 1 日あたり標準報酬日額の 3 分の 2 (おおむね給与日額の 3 分の 2) の金額が傷病手当金として休業の 4 日目から支給されます。

中村さん: なるほど。ちなみに、傷病手当金の支給期間は 1 年 6 カ月と聞いていますが、この点について注意すべきところはありますか？

みらい: 支給期間について注意すべきポイントは、「支給開始日から通算して 1 年 6 カ月間」が支給期間となることです。これまでは、支給開始日から 1 年 6 カ月を経過する日までの期間のうち、休業した日数分しか傷病手当金を受けられませんでした。しかし、2022

年 1 月の法改正により、仕事に復帰した期間がある場合、その期間を除いて支給開始日から傷病手当金の支給を受けた日数が 1 年 6 カ月間となる日まで傷病手当金が支給されることになりました。そのため、残りの支給日数が 0 日となる日まで傷病手当金の支給を受けることができます。ちなみに、別の事由による傷病で休業した場合には、改めて傷病手当金の支給申請ができますので、その点はご安心下さい。

中村さん: それを聞いて安心しました。手続きの方法についても教えてもらえますか？

みらい: 事業所を管轄する全国健康保険協会 (協会けんぽ) の都道府県支部に「健康保険傷病手当金支給申請書」を提出してください。申請書には医師の証明が必要ですが、現在通院されている日本の病院とけがをしたときに診てもらった現地病院のどちらから証明をもらっても問題ありません。ただし、日本の通院先で証明をもらう場合は、初診日以降しか労務不能と認定されないため給付日数が少なくなる可能性があります。一方、現地病院の証明だと日本語表記ではないと思いますので、翻訳文 (翻訳者の署名と住所・電話番号を明記) を添付する必要があります。

また、申請書の提出から 2 週間 ~ 1 カ月ほどで傷病手当金が希望する口座に振り込まれますが、振込先は日本の銀行口座に限定されます。なお、海外に常駐していて振り込まれた給付金の出し入れが難しい場合には、ご家族などの代理人の口座を振込先とすることも可能です。

中村さん: ありがとうございます。大変勉強になりました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社 : 東京都中央区・国内 10 拠点)

現地法人 : 中国 (北京・上海・深セン) ・マレーシア (KL) ・ベトナム (ホーチミン) ・シンガポール・タイ (バンコク)

JapanDesk : 米国 (LA) ・中国 (大連) ・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL : <http://www.miraic.jp/>